

2026 年 9 月 18 日

防衛大臣 小泉進次郎 様

戦争遺跡保存全国ネットワーク
共同代表 菊池実・出原恵三

自衛隊敷地内に存在する旧軍時代の遺跡・遺構の調査と保存について（要望）

貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち戦争遺跡保存全国ネットワークは、現存する戦争遺跡について、それが形成された経緯や目的、そこで起こった事実を、遺跡そのもの、遺物、報道記事、写真、映像、証言、記録などを保存し、未来に伝えるための活動を行なっている様々な団体の全国の連絡組織です。

自衛隊の敷地内には、旧陸海軍の戦前・戦中の建物や構造物などの戦争遺跡が多数存在し、なかには現在も使用されているものも少なくありません。防衛省整備計画局が 2022 年 12 月 23 日に作成された「自衛隊施設の強靱化に向けて」によれば、「589 棟」の旧軍時代の建物が、所謂「最適化事業」により解体・建替等の対象となっているとされます。

熊本県の陸上自衛隊健軍駐屯地では、現在、倉庫や整備工場として使われている飛行機組み立て工場（旧三菱重工業熊本航空機製作所）が、また鹿児島県では海上自衛隊鹿屋基地においても戦前から使用されていた第二格納庫の解体が予定されています。これらの建物につきましては、歴史的重要性から地元において保存を求める声が上がっており、関係機関に対して保存要望書などの提出がなされています。また陸上自衛隊小倉駐屯地曾根訓練場には毒ガス兵器製造にかかる建物が現存しており、日本の近現代史を語るうえで、極めて重要な戦争遺跡であると認識しています。建物以外で地下構造物や、また上部構造が無くなっても基礎が地下遺構として残っておれば貴重な歴史資料となります。

私たちは、「最適化事業」等の進捗に伴って重要な歴史が刻まれた戦争遺跡が次々と消滅するのを座視することはできません。早急に対策を講じなければ享受すべき歴史が失われるのではないかと強く危惧するものです。これらの戦争遺跡について、学術調査を実施するとともに重要なものについては文化財として保存すべきであると考えます。つきましては、以下のことを要望いたします。

【要望事項】

1. 自衛隊敷地内に存在する戦争遺跡（建物、地下遺構）について関係機関と協議してその実態を明らかにし、自治体の遺跡台帳に登録するなど、周知をはかること
2. その上で、「最適化事業」等で解体、建替の対象となっている戦争遺跡について関係機関と協議して学術調査を実施し、その結果を公開すること
3. 学術調査の結果重要と認められるものについては、保存し文化財指定・登録をすすめること

以上

2026 年 9 月 18 日

文化庁長官 伊藤学司 様

戦争遺跡保存全国ネットワーク
共同代表 菊池実・出原恵三

自衛隊敷地内に存在する旧軍時代の遺跡・遺構の調査と保存について（要望）

貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち戦争遺跡保存全国ネットワークは、現存する戦争遺跡について、それが形成された経緯や目的、そこで起こった事実を、遺跡そのもの、遺物、報道記事、写真、映像、証言、記録などを保存し、未来に伝えるための活動を行なっている様々な団体の全国の連絡組織です。

自衛隊の敷地内には、旧陸海軍の戦前・戦中の建物や構造物などの戦争遺跡が多数存在し、なかには現在も使用されているものも少なくありません。防衛省整備計画局が 2022 年 12 月 23 日に作成された「自衛隊施設の強靱化に向けて」によれば、「589 棟」の旧軍時代の建物が、所謂「最適化事業」により解体・建替等の対象となっているとされます。

熊本県の陸上自衛隊健軍駐屯地では、現在、倉庫や整備工場として使われている飛行機組み立て工場（旧三菱重工業熊本航空機製作所）が、また鹿児島県では海上自衛隊鹿屋基地においても戦前から使用されていた第二格納庫の解体が予定されています。これらの建物につきましては、歴史的重要性から地元において保存を求める声が上がっており、関係機関に対して保存要望書などの提出がなされています。また陸上自衛隊小倉駐屯地曾根訓練場には毒ガス兵器製造にかかる建物が現存しており、日本の近現代史を語るうえで、極めて重要な戦争遺跡であると認識しています。建物以外で地下構造物や、また上部構造が無くなっても基礎が地下遺構として残っておれば貴重な歴史資料となります。

私たちは、「最適化事業」等の進捗に伴って重要な歴史が刻まれた戦争遺跡が次々と消滅するのを座視することはできません。早急に対策を講じなければ享受すべき歴史が失われるのではないかと強く危惧するものです。これらの戦争遺跡について、学術調査を実施するとともに重要なものについては文化財として保存すべきであると考えます。つきましては、以下のことを要望いたします。

【要望事項】

1. 自衛隊敷地内に存在する戦争遺跡（建物、地下遺構）について関係機関と協議してその実態を明らかにし、自治体の遺跡台帳に登録するなど、周知をはかること
2. その上で、「最適化事業」等で解体、建替の対象となっている戦争遺跡について関係機関と協議して学術調査を実施し、その結果を公開すること
3. 学術調査の結果重要と認められるものについては、保存し文化財指定・登録をすすめること

以上

